

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)

作成日 2024/10/22

最終更新日 2024/10/22

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2024/10/22
国立大学法人名		国立大学法人富山大学
法人の長の氏名		学長 齋藤 滋
問い合わせ先		総務部 企画評価課 TEL : 076-445-6040 email : hyouka@adm.u-toyama.ac.jp
URL		https://www.u-toyama.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		【確認の方法】 令和6年度第1回経営協議会（令和6年6月25日開催）において、国立大学法人ガバナンス・コードに係る令和6年度の適合状況等に関する報告書（案）及び公表スケジュールについて説明し、審議の結果、特に意見はなく、最終的な公表内容については学長に一任することを承認した。
監事による確認		【確認の方法】 令和6年6月20日に国立大学法人ガバナンス・コードに係る令和6年度の適合状況等に関する報告書（案）等について説明を行い、意見交換を実施した。監事からの意見と対応については次項のとおりである。 【意見】 様々なステークホルダーに対して理解頂けるよう、具体的な事項を記述した平易な文章への修正を引き続き心がけて頂きたい。 この報告書作成はガバナンス体制の完成形を作る作業では無いことを理解し、富山大学のガバナンスが毎年強化されていることを

		示す機会とするとともに、教職員に対しても大学に求められているガバナンスの再確認ならびに意識づけの徹底を図るようにして頂きたい。 ガバナンス・コードの内容並びに求められていることを理解して、前年度において、ガバナンス強化に資する取組に相当するものは積極的に記載すること。 【回答及び対応】 ご意見を踏まえ全事務担当課において文章の記述及び記載事項の全面的見直しを行いました。特に役員会等において審議の上、決定が為された事項については、それがガバナンス強化に繋がるものか、全事項について改めて確認を行いました。 今後についても教職員に対し、大学に求められているガバナンスの意識づけ、再確認の好機と捉え、実施した取組について漏れなく報告書に記載するよう周知徹底を図って参ります。
その他の方法による確認		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		国立大学法人富山大学（以下「本法人」とする。）では、自らが定めた富山大学（以下「本学」とする。）の「理念と目標」を踏まえ、実現するための目標及び具体的な戦略として、中期目標・中期計画を策定して公表しました。また、学長が目指す大学像と大学運営方針を定めたビジョンである「Saito Vision 2019」を、そのAction Planと共に令和元年10月に策定して公表し、令和3年11月にはAction Planの進捗状況を確認し、取組を更に進めていくために改定した「Saito Vision 2021」を策定し、公表しました。この、「Saito Vision 2021」についても令和5年3月に進捗状況の確認と自己評価を実施し、その評価結果を基に、取組を更に進めるため「Saito Vision 2023」の策定と公表を行いました。また、今後令和7年度末に実施予定の「Saito Vision 2023」に関する自己評価に際しては学外関係者からの意見を踏まえ、自己評価をより客観的に行うための定量型評価指標を導入しました。 今後も、経営協議会学外委員、地域企業等の関係者からのご意見や、本法人や本学、国立大学法人全体に求められる社会の要請を把握し考慮しながら、自己評価結果についても効果的に活用し、より高い目標設定を掲げ、一層の発展を目指した取組を継続します。 ➤富山大学の理念と目標 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/vision/philosophy/ 中期目標・中期計画 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/plan/ 「Saito Vision 2023」 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr-message/president/vision2023/
補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		本法人が策定している目標・戦略である中期目標や中期計画については、毎年度、各担当理事において進捗状況の自己点検・評価を行い、計画・評価委員会で検証した上で自己点検・評価報告書をウェブサイトで公表することとしています。 また、学長が目指す大学像を定めたビジョンである「Saito Vision 2019」についても令和2年度末までの進捗状況を検証したところ、22件のAction Planの内、21件（95.5%）について実施できている事を確認しました。この検証結果については、本学のウェブサイトで公表し、広く発信しました。令和3年11月には、この進捗状況や検

		証結果を踏まえて、「Saito Vision 2019」のAction Planを改定した「Saito Vision 2021」を策定し、「Saito Vision 2019」同様に令和4年度末までの進捗状況を検証した結果、Action Plan 23件の全てについて実施できたことを確認しました。この結果についても本学ウェブサイトにて公表・発信し、この検証結果を基に、新たに「Saito Vision 2023」を策定しました。 また、「Saito Vision 2023」に関する進捗状況の検証に際しては、評価をより客観的に行い、かつ検証結果に基づく改善結果についてもより正確に評価するために定量型評価指標を導入しました。 これらの取組を学長のリーダーシップの下、本法人全体で取り組んでいます。 ➤各報告書及び評価結果等 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/self-assessment/ 「SaitoVision 2019」 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/saitoVision2019.pdf Saito Vision2019「Action Plan」：進捗状況の自己評価結果について https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr-message/president/vision/progress/ 「Saito Vision 2021」 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/saito-vision2021.pdf Saito Vision2021「Action Plan」：進捗状況の自己評価結果について https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr-message/president/vision2021/progress2021/ 「Saito Vision 2023」 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/saito-vision2023.pdf
補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		本法人の経営や教学運営に係る審議機関として、国立大学法人法第 25 条、第 27 条、第 28 条や富山大学学則第 38 条から第 40 条に基づいて、役員会や経営協議会、教育研究評議会を設置しています。 構成員や審議内容は下表のとおりです。

		審議機関名	構成員	審議内容
		役員会	- 学長 - 理事	以下に掲げる本法人の重要事項を審議 ① 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項 ② 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ④ 富山大学及びその学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ⑤ その他役員会が定める重要事項
		経営協議会	- 学長 - 学長が指名する理事 - 事務局長 - 役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの12人以内（※会議の過半数は本項目の委員でなければならない） - その他学長が必要と認めた職員	以下に掲げる本法人の経営に関する重要事項を審議 ① 中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関するもの ② 中期計画に関する事項のうち、経営に関するもの ③ 学則（本学の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 ④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ⑤ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ⑥ その他本学の経営に関する重要事項
		教育研究評議会	以下の評議員 - 学長 - 理事 - 副学長 - 研究科、教育部及び学環の長 - 学部長 - 教養教育院長 - 和漢医薬学総合研究所長 - 附属病院長 - 学系長 - 学系の教授各1人 - 附属病院に配置する教授1人 - 事務局長	以下に掲げる本学の教育研究に関する重要事項を審議 ① 中期目標についての意見に関する事項（経営に関する事項を除く。） ② 中期計画に関する事項（経営に関する事項を除く。） ③ 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 ④ 教員人事の方針に関する事項 ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項 ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ⑧ 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項 ⑨ その他本学の教育研究に関する重要事項

		➤国立大学法人富山大学学則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf
補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢 構成の実現、性別・国際 性・障がいの有無等の観 点でのダイバーシティの 確保等を含めた総合的な 人事方針		本学の理念と目標のもと、教育、研究、社会貢献及び大学運営を支える優秀な人材の確保と育成を図るための、ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針として、「国立大学法人富山大学人事基本方針」を策定、公表しています。 ➤国立大学法人富山大学人事基本方針 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_basic_policy.pdf なお、本法人では、ジェンダー平等をより一層推進し、性別や性的指向と性自認（SOGI）、障がいの有無、年齢、文化、宗教、信条、国籍などの多様性を尊重し、それぞれが自らの能力を発揮し、皆が生き生きと活躍できる教育・研究・職場環境づくりを進めることを「富山大学ダイバーシティ推進宣言」で宣言し、大学ウェブサイトで公表しています。 また、障害者雇用に関しては、法定雇用率2.6%のところ、R5.6.1現在で雇用率2.54%、不足数1.0人（その後、R5.10.1時点で雇用率2.58%、不足数0.0人）です。障害者雇用の促進とマッチングのため、配置先の拡充、特別支援学校等からの職場見学受入れ、就業支援施設との協定により希望者に対する職場体験の実施、障害者対象の就職説明会に参加するなどの取組により、一定数の障害者雇用を行っています。 ➤富山大学ダイバーシティ推進宣言 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/other-info/gender-equal/ また、教員の職階構成及び年齢構成の適正化に向けて、「本学の研究力向上と教育研究の活性化に向けての教員の職階構成及び年齢構成の適正化への取組方針」を策定しました。この方針により、若手教員の雇用による学問分野の継承と新しい視点の確保のため、若手教員や女性教員の雇用を促進し、教員の職階構成と年齢構成の適正化を進めるために、数値目標を定めるとともに、全学的な支援策を定め、取組を行っています。 【第４期中期計画終了年度（令和９年度）末までの数値目標】 若手教員比率 30%を達成 女性教員比率 令和元年度の数値を起点として毎年度１％ずつ向上

補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	本法人の中期的な財務計画である、中期計画において、この中期目標期間の予算（人件費の見積りを含む。）や収支計画、資金計画を、経営協議会や役員会での審議を経て策定しています。 また、策定に当たっては、外部資金の獲得状況や附属病院の収支状況、施設整備計画等を学内の担当部署と情報を共有した上で、収支の見通しを立てています。 ➤中期計画（第4期中期目標期間） https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/mid_plan04.pdf 国立大学法人富山大学会計規程 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0107002.pdf 国立大学法人富山大学予算決算及び出納事務取扱規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0107004.pdf
補充原則 1－3⑥（4） 及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	本法人の活動状況や資金の使用状況等については、国立大学法人法第35条や独立行政法人通則法第38条、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づいて、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成し、大学ウェブサイトで公表しています。 また、コストの見える化に向けた取り組みとして、財務状況や教育研究等の費用を数値とグラフで示した財務レポートを作成し、教育・研究・社会貢献等の成果も分かりやすく記載しております。これらの本法人の活動状況や資金の使用情報を記載した財務レポートについては、学術研究部会議、経営協議会等で周知を図るほか、オープンキャンパスでの資料配布、ホームカミングデーでの説明の実施、大学ウェブサイトで公表するなど、様々なステークホルダーの皆様に対して分かりやすく公表することについて取り組んでいます。 ➤財務諸表、事業報告書（令和4年度分） https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/corporate/r04/ 財務レポート2023 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r5_06.pdf 令和5年度第4回経営協議会（R6.1.23） https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/management-index_r05-4.pdf 令和5年度富山大学ホームカミングデー

		https://www.u-toyama.ac.jp/event/71694/ 国立大学法人富山大学会計規程 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0107002.pdf 国立大学法人富山大学予算決算及び出納事務取扱規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0107004.pdf 本法人は国立大学法人法、独立行政法人通則法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づいて、法人の活動状況や資金の使用状況等の公表のため、毎事業年度の財務諸表や事業報告書を作成し、大学ウェブサイトで公表しています。 また、コストの見える化に向けた取り組みとして、財務状況や教育研究等の費用を数値とグラフで示した財務レポートを作成し、教育・研究・社会貢献等の成果も分かりやすく記載しております。これらの本法人の活動状況や資金の使用情報を記載した財務レポートについては、学術研究部会議、経営協議会等で周知を図るほか、オープンキャンパスでの資料配布、ホームカミングデーでの説明の実施、大学ウェブサイトで公表するなど、様々なステークホルダーの皆さまに対して分かりやすく公表することについて取り組んでいます。 ➤財務諸表、事業報告書（令和4年度分） https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/corporate/r04/ 財務レポート 2023 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/public-r5_06.pdf 令和5年度第4回経営協議会（R6.1.23） https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/management-index_r05-4.pdf 令和5年度 富山大学ホームカミングデー https://www.u-toyama.ac.jp/event/71694/ 国立大学法人富山大学会計規程 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0107002.pdf 国立大学法人富山大学予算決算及び出納事務取扱規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0107004.pdf
補充原則1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		本法人では、法人経営を担い得る人材を長期的な視点で育成するための方針として、「国立大学法人富山大学における法人経営人材の育成・確保方針」を策定、公表し、以下のとおり取り組んでいます。

		➤国立大学法人富山大学における法人経営人材の育成・確保方針 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_basic_policy.pdf 本法人では、法人経営を担う人材育成の方針として、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を、学長等を補佐する役職となる副学長、学長補佐に登用し、国立大学協会主催の「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」等の外部研修への積極的な参加などを通じた人材育成を実施しています。 また、従来、学長や理事のみで実施していた学長理事懇談会について、令和元年度からは副学長、学長補佐を構成員に加えて開催しています。本学の法人経営方針に関する意見交換や議題立案の過程における意見交換に参加することにより、副学長等の人材育成の機会を設定しています。 その他の長期的な人材育成の取組として、令和3年度からは、教育研究評議会に若手教員をオブザーバーとして出席させ、若手教員の教育研究の運営改善に向けた意見を大学運営に活用するとともに、本学の重要事項の審議を経験させています。 また、令和4年4月からの第4期中期目標・中期計画において「13-1 学長ガバナンスの強靱化に向けた体制整備」を中期目標とし、この目標を達成するために「学長ガバナンスの強靱化を図るため、学長の大学経営に関する補佐体制を整備する。」ことを計画しています。この計画の達成のために、本学では外部有識者を学長特別補佐、学長特命補佐へ登用することや、教職員の法人経営能力を開発するために、教職員が各種のセミナーを受講することを指標としてフォローアップすることとしています。 ➤ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（主催：国立大学協会） https://www.janu.jp/janu/seminar/seminar2023/20230907-udws/ 中期目標・中期計画 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/plan/
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		本学の学長を補佐する、理事、副学長等については、職務に必要な能力やその責任、権限について、以下の各規則に定めた上で、学長が選任・配置を行っています。また、理事、副学長等のそれぞれの担当業務や責任・権限については、選任理由も含め、大学ウェブサイトで公表しています。 長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みとして、副学長、学長補佐は、中堅、管理職・部局長クラス等

	から登用し、従来、学長及び理事のみで実施していた学長理事懇談会に、構成員として参加させることで、本学の重要事項の立案に向けたブラッシュアップの意見交換等を経験させています。 その他の長期的な人材育成の取組として、理事、副学長を国立大学協会等が実施する経営人材等の育成に関する外部研修への参加させているほか、令和3年度からは、教育研究評議会に若手教員をオブザーバーとして出席させ、若手教員の教育研究の運営改善に向けた意見を大学運営に活用するとともに、本学の重要事項の審議を経験させています。 また令和5年12月に内部質保証（継続的に自己点検・評価を行い、改善・向上に努めることにより、教育研究等の質を保証すること）の推進に係る必要事項を定めるため、「国立大学法人富山大学大学評価規則」を廃止し、新たに「国立大学法人富山大学内部質保証に関する規則」を制定しました。 ➤各副学長、学長補佐の担当業務 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/overview/officer/ ○理事 [必要な能力、責任、権限等を定める規則] 富山大学学則第20条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf 富山大学役員規則第3条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf ○副学長、学長特別補佐、学長補佐、学長特命補佐、理事補佐 [必要な能力、責任、権限等を定める規則] 富山大学学則第25条から第27条の3 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0101001.pdf 富山大学副学長に関する規則第2条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102010.pdf 富山大学学長特別補佐に関する規則第2条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102011.pdf 富山大学学長補佐に関する規則第2条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102012.pdf 富山大学学長特命補佐に関する規則第2条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102029.pdf 富山大学理事補佐に関する規則第2条 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102013.pdf
--	---

補充原則 2-2-1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等に当たっての考え方や選任理由	
原則 2-3-1 役員会の議事録	本法人の役員会の実施においては、国立大学法人法で定める役員会の議決事項や本法人の重要事項について決定する際には、学長理事懇談会等を通じて、あらかじめ重要事項を担当する理事等との意見交換などの十分な議論を行い、疑問点や不明な点を解消した上で、役員会で審議・決定しています。 また、役員会は、年間の開催時期をあらかじめ設定（原則月 2 回開催）し、学内に周知することで、役員会までの検討を計画的に進められるようにしています。さらに、緊急の役員会による審議等が必要な重要事項等が発生した場合は、臨時開催を行うなど、適時かつ迅速な審議により、学長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保しています。 なお、議事要旨については、役員会での承認後速やかに大学ウェブサイトで公表しています。 ➤ 富山大学役員会規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102002.pdf 役員会議事要旨 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/board-index/
原則 2-4-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	本法人は、「富山大学ダイバーシティ推進宣言」を策定し、教職員等の意識や学内の組織、環境を変える取組等を通じてジェンダー平等をより一層推し進めています。また、外部の経験を有する人材の経験と知見の活用を図るため、富山大学役員規則第 3 条において、役員のうち理事や監事について、本法人の役員又は職員でない者が含まれるようにすることを定めており、大学ウェブサイトでは、理事や監事の選任理由と併せて学外からの登用である旨、公表しています。 また、学長特別補佐や学長特命補佐として、外部の経験を有する人材（学長特別補佐 3 名、学長特命補佐 6 名）を選任しており、大学ウェブサイトで公表しています。 ➤ 富山大学役員規則

		http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf 役員紹介（学長特別補佐及び学長特命補佐についても掲載） https://www.u-toyama.ac.jp/outline/overview/officer/
補充原則 3－1－1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		本法人の経営協議会の学外委員選考に当たっては、富山大学経営協議会規則第2条において、教育研究評議会の意見を聴いて大学に関し広くかつ高い識見を有する者から学長が任命すること、委員の過半数は学外委員とすることを定めています。本法人ではこれに従い、産業・経済界、学術研究・教育機関、地方公共団体等の多様な関係者から経営協議会の学外委員を選考し、その識見を本法人の経営に活用することとしており、選考し任命した委員について、大学ウェブサイトで公表しています。 また、経営協議会の運営方法の工夫として、会議資料を学外委員にも理解しやすい構成・内容にするとともに、事前に学外委員等へ会議資料を送付し、当日、各委員から専門性に基づく意見を募ることができるような工夫を行っており、このことについて、大学ウェブサイトで公表しています。さらに、学外委員からの意見についても、その対応状況とあわせて、大学ウェブサイトで公表しています。 ▶ 富山大学経営協議会規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102004.pdf 経営協議会名簿 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/management_list_r6.pdf 経営協議会学外委員からの主な意見と本学の対応状況 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/management-opinions/
補充原則 3－3－1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長選考・監察会議は、富山大学学長選考・監察会議規則に定める委員によって組織されています。同会議は、学長の選考に当たり、学長に求められる資質及び能力並びに学長選考の方法及び方法などの選考の基準「富山大学にふさわしい学長像」を定めた上で、推薦のあった学長候補適任者の公開討論会、学内意向調査を参考に面接等を実施します。その後、推薦時に提出された書類（履歴、所信等）、公開討論会、面接の結果等をもとに審議し、同会議の総意をもって学長候補適任者を決定します。 また、選考の基準、結果、過程及び理由については、都度、学内教職員向け掲示板や大学ウェブサイト等で公表します。 令和3年度、令和4年度学長選考・監察会議（任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日）では、令和5年4月に就任する学長の

		選考にあたって、前述の選考に係るプロセスを適切に実施しました。今後は、次回の学長選考に向け、学長の選考方法等について検討することとしています。 ➤ 富山大学学長選考・監察会議規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf 富山大学学長選考規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102007.pdf (令和4年度実施時) 選考の基準(学長選考・監察会議公示第1-2号) https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/nomination/ 学長候補者の決定について、次期学長候補者選考の経緯と理由(学長選考・監察会議公示第5号) https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/nomination/ 令和4年度第4回学長選考・監察会議議事要旨 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/president-index_r04-04.pdf
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長の任期については、学長選考会議にて平成25年3月に学長の任期を改正した上で、学長が適切にリーダーシップを発揮できる任期や学長の再任の可否、再任を可能とする場合の上限設定の有無について、改めて平成28年度から2年間にわたり議論を行いました。議論の結果、中長期的なビジョン実現に向けた取組期間、任期が長期化することにより大学運営に及ぼす影響、部局長の任期との整合性を考慮し、学長任期を1期4年、再任を1回限り可と決定しました。また、任期満了の際は、富山大学学長選考規則に基づき、推薦のあった学長候補適任者の中から改めて学長候補者を選考することとしました。 令和3年度、令和4年度学長選考・監察会議(任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日)では、令和5年4月に就任する学長の選考を行い、学長選考に関する手続等を総括する中で、次回の学長選考に向け、学長の任期について、現在の国立大学法人を取り巻く状況等を踏まえながら、学長が適切にリーダーシップを発揮できる適切な期間を検討することとしています。 なお、任期については、富山大学役員規則に定めた上で大学ウェブサイトで公表しています。

		➤富山大学役員規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102001.pdf 平成24年度第5回（持ち回り）学長選考会議議事要旨 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/24_05_president.pdf 平成29年度第4回学長選考会議議事要旨 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/29_04_president.pdf
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長の解任を申し出るための手続きについては、富山大学学長選考・監察会議規則第3条第3号及び富山大学学長の解任手続に関する規則に定めています。この規則では、学長の解任の申出については、任期の途中であっても学長選考・監察会議による審査、議決の上、文部科学大臣に対して申し出ることができることを定めています。また、これらの規則については、大学ウェブサイトで公表しています。 ➤富山大学学長選考・監察会議規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf 富山大学学長の解任手続に関する規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102009.pdf
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議では、富山大学学長選考・監察会議規則や富山大学学長の業績評価に関する申合せにおいて学長の業績評価を審議事項として実施することを定めています。任期途中の評価として、評価項目を①中期目標期間の大学の業務実績を通じた評価、②大学の機能強化の取組と重点支援を通じた評価、③大学改革等に向けた取組に係る評価、④大学ガバナンスとリーダーシップに係る評価等に区分して評価を行っています（※①、②は大学全体の実績に対する評価、③、④は学長の個人評価）。実施にあたっては同会議で評価の対象項目や実施内容、評価結果の本人への提示方法、公表方法を検討の上、実施しています。 また、学長選考・監察会議から、学長に対して評価結果を手渡し、学長選考・監察会議の意見を説明するとともに、今後の法人経営に向けた助言等を行った上で大学ウェブサイトで公表しています。 ➤富山大学学長選考・監察会議規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf 学長の業績評価

		https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/organization/president-hyouka/
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		学長選考・監察会議の委員については、国立大学法人法で経営協議会において選出された者（学外委員）と教育研究評議会において選出された者（学内委員）で構成することになっています。 本学では、大学に関し広くかつ高い識見を有する者から広く意見を伺うため、産業・経済界、学術研究・教育機関、地方公共団体等から選任した経営協議会の学外委員と、学内の意見を広く取り入れるため、教育研究評議会の構成員のうち、人文社会学系、理工学系、医学薬学系、芸術文化学系、附属病院の各分野等から互選により学内委員を選出しています。また、このことについては、委員名簿と併せて大学ウェブサイトで公表しています。 ➤富山大学学長選考・監察会議名簿 https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/president_list_1.pdf
原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		学長選考・監察会議では、学長の業績評価を実施する際に、大学ガバナンスとリーダーシップについて、本学が最も経営力を発揮できる体制の在り方の検討を行っています。なお、現時点で大学総括理事を置くべきであるとの意見は出ていないため、設置していません。 ➤富山大学学長選考・監察会議規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0102006.pdf
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		本法人に関する各種情報は、本学ウェブサイト、広報誌、SNS、各種情報ツール等、本学が主体的に情報を発信する媒体を整備し、公表しています。 このうち、本学ウェブサイトでは、国立大学法人法、独立行政法人通則法、独立行政法人等情報公開法等に基づき公表が義務付けられている情報について「情報公開」の項目を設け、広く公表しています。 その他、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、「受験生」、「地域・一般」、「企業・研究者」等の対象者別や「大学紹介」、「学部・大学院・施設」、「入試情報」等の情報分野ごとに区分し、目的の情報にたどり着きやすくするための工夫をしています。 また、令和3年4月1日付でウェブサイトをリニューアルし、トピックスやイベントを大きく表示したり、チャットボットを設置す

		ることで、大学が発信する情報をより分かりやすくしました。 広報誌については、大学の取組を分かりやすく、かつ、身近に感じてもらえる記事構成を心がけ、読者目線に立った情報を発信しています。 本学の教育・研究の成果や本学が実施する各種イベント情報については、本学ウェブサイトへの掲載だけでなく、新聞やテレビ等報道機関へのプレスリリース等を行い、広く公表しています。 ➤富山大学ウェブサイト https://www.u-toyama.ac.jp/ 富山大学ウェブサイト（情報公開） https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/ 富山大学ウェブサイト（プレスリリース・広報） https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publicity/
補充原則 4－1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本法人の情報は、本学ウェブサイト、広報誌、SNS、各種情報ツール等、本学が主体的に情報を発信する媒体や、新聞やテレビ等の報道機関に対する、本学からの教育・研究の成果や本学が実施する各種イベントのプレスリリース等に基づく報道等を用いて多様な関係者に対して広く公表しています。 本学ウェブサイトでは、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、トップページに、「受験生」、「地域・一般」、「企業・研究者」等の対象者別に情報を集約したページに移動するためのインデックスを設置しているほか、「学部・大学院・施設」、「入試情報」等の情報分野ごとにも区分して、利用者が目的の情報にたどり着きやすくするための工夫をしています。 また、令和3年4月1日付で、ウェブサイトをリニューアルし、トピックスやイベントを大きく表示したり、チャットボットを設置することで、利便性を更に向上させました。 広報誌についても、本学の教育・研究活動等が、読者に分かりやすく、かつ、身近に感じてもらえるような記事構成を企画し、「まなばれ」、「News Letter」の発行を行っています。 さらに、情報発信ツールの一つとして、令和5年6月から毎月、本学同窓会員や教職員をステークホルダーとした「メールマガジン」の配信を積極的に行っています。 その他、本学の在学生に向けての情報発信ツールとして、スマート

		フォン用アプリケーション「とみだいiNfo」を運用しており、授業開講情報やWebシラバス（授業科目概要（授業のねらいとカリキュラム上の位置付け、教育目標、達成目標、授業計画等の授業科目選択及び履修の際の情報）を掲載）等の情報発信を行っています。 ▶ 本学ウェブサイト https://www.u-toyama.ac.jp/ 情報誌「まなばれ」 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publication/manabare/ 富山大学 News Letter https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publication/news-letter/ 富山大学メールマガジン『とみだいメルマガ』 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/mail_magazine/ SNS YouTubeチャンネル https://www.u-toyama.ac.jp/outline/overview/toyama-movie/ X（旧twitter） https://twitter.com/univ_toyama 在学生向け情報ツール とみだいiNfo（在学生向け情報提供アプリ） https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/tomidai-apps/
補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		本学の学生が享受できる教育成果を示す情報については、本学ウェブサイトにて以下のとおり公表しています ○卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（以下「3ポリシー」という。）、カリキュラムマップ 本学は、大学全体の3ポリシーと各学部等の3ポリシーを定め、本学ウェブサイト等で公表しています。3ポリシーでは、「学生が身に付けるべき知識・能力（幅広い知識、専門的学識、問題発見・解決力、社会貢献力、コミュニケーション能力）」を設定し、学修成果の到達目標や成果の評価方法を示すことで、より具体的な情報をあらかじめ確認できるようになっています。 また、カリキュラムマップを作成し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）で示す学生が身に付けるべき知識・能力がどの授業科目と対応するのかを明示しています。

		さらに、入学者選抜要項、大学案内等の冊子等に入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を記載し、受験者等へ配布・周知を行っているほか、入学者へ配布する各学部等の履修案内に3ポリシーを記載して周知しています。 ➤ 3 ポリシー、カリキュラムマップ https://www.u-toyama.ac.jp/outline/3policy/index.html 入学者選抜要項（学部） https://www.u-toyama.ac.jp/admission/undergraduate-exam/guidebook/ 学生募集要項（大学院） https://www.u-toyama.ac.jp/admission/graduate-exam/graduate/ 大学案内、学部案内 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/pr/publicity/e-book/ ○Webシラバス（授業案内） Webシラバスでは、授業科目概要（授業のねらいとカリキュラム上の位置付け、教育目標、達成目標、授業計画、授業科目選択及び履修の際の情報）をウェブサイト公表しています。在学生だけでなく、受験者など学生以外も閲覧することができます。また、学生が容易に情報を確認できるように、「とみだいiNfo」（スマートフォンアプリケーション）からもWebシラバスにアクセスすることができますように工夫しています。 ➤Webシラバス（授業案内） https://www.new-syllabus.adm.u-toyama.ac.jp スマートフォンアプリケーション「とみだいiNfo」 https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/tomidai-apps/ ○学部ごとの各科目における学生の満足度 学生の満足度をはじめ各授業や大学全体の授業改善、本学における教育活動を評価するための基礎資料として、授業評価アンケートを実施して、結果の概要をウェブサイト公開しています。また、集計結果は、それぞれの授業の担当教員にフィードバックして授業改善に役立ててもらうとともに、各学部等で、評価の特に高い授業を抽出してその経験を共有したり、より詳しい分析を行って授業改善の戦略を検討したりするなど、授業改善に活用しています。 ➤学部ごとの各科目における学生の満足度
--	--	---

		https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/questionnaire/evaluation/ ○卒業・修了者の進路状況 学部、大学院別に、就職・進学状況、産業別や地域別の就職状況、進学先の調査を行い、その結果をウェブサイトや大学概要に掲載し、企業や受験者等に広く公表しています。また、この調査結果を参考に、就職・キャリア支援センターを中心に学生の就職・キャリア支援を行っており、就職未内定学生や進路が定まらない学生への支援、既卒3年以内の再就職希望学生へ就職支援を行っています。 ➤卒業・修了者の進路状況 https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/employment/statistical-data/state/backnumber/
原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		本法人では、富山大学業務方法書第2条で、内部統制システムの整備と継続的な見直し、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めることを規定しています。本法人の内部を統制する仕組みとしては、適正な職務の実施と社会的倫理の維持に向け、富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則第5条から第9条により、学長をコンプライアンス推進における最高責任者（コンプライアンス最高責任者）とした運用体制を整備しています。さらに、富山大学役職員行動規範や富山大学研究者倫理・行動規範を定め、役職員は不断の実践に努めることとしています。また、本学での研究活動に際しての不正防止等に関する取組み、公的研究費の責任・管理体制、公的研究費使用の際のルール等について大学ウェブサイトで公表しています。 また、コンプライアンスに関する内部通報・外部通報窓口を設置しているほか、内部監査制度を通じて業務及び財務会計に関する内部統制の整備及び運用状況の検証を行っています。 内部統制システムの見直しに関しては、年度ごとに定める重点項目に基づき、自己点検を実施し、必要に応じて改善を図ることにしています。令和2年度「入札・契約に関する事項」、令和3年度「研究に係るリスク管理に関する事項」、令和4年度「情報の適切な管理に関する事項」、令和5年度「リスク評価と対応に関する事項」を確認しており、内部統制が有効に機能しています。 更に研究倫理をより確実に遵守することを目的とし、令和5年度に「人を対象とした研究倫理室」を新設しました。本学では従来、人を対象とした医学的研究・非医学的研究を審査する組織が別になっ

		ており、それぞれが別個に倫理審査を行って来ましたが、研究者にとってはどの組織に相談・申請を行うかの体制があいまいとなっていました。この状況を解消し、研究者が倫理的に適切な研究を円滑に実施できるよう、「人を対象とした研究倫理室」に配置される専門的知識を有する教員が研究者を適切に支援します。 ➤富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則 http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0105120.pdf 富山大学コンプライアンス推進体制図 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/vision/compliance/
法人のガバナンスにかかわる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報 ➤組織に関する情報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/organization/ ➤業務に関する情報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/operation/ ➤財務に関する情報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/financial/ ➤評価・監査に関する情報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/audit/ ➤出資法人に関する情報 https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/fund/ ■医療法施行規則第 7 条の 2 の 2 及び同規則第 7 条の 3 に規定する情報 ➤附属病院長の選考について https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/hospital-director/ ■医療法施行規則第 15 条の 4 第 2 号に規定する情報 ➤富山大学医療安全管理業務監査委員会委員名簿及び委員の選定理由 https://www.hosp.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/09/20230619.pdf